

山梨県公報

号外第四十四号

平成三十年

十月十六日

火曜日

目次

条 例

- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四

条例のあらまし

○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(健康増進課)

- 1 がん登録等の推進に関する法律の制定に伴い、都道府県がん情報等の利用等に関する事項の調査審議を行うための審議会を設置することとした。
 - 2 この条例は、平成三十年十二月一日から施行することとした。
- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十七号)(市町村課)
- 1 公職選挙法の一部改正等に鑑み、山梨県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公費負担の対象に追加するとともに、当該ビラの作成枚数の上限を定めることとした。
 - 2 この条例は、平成三十一年三月一日から施行することとした。
- 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十八号)(情報政策課)
- 1 県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 法定利用事務以外の事務に次の事務を追加することとした。

(1) 私立高等学校等入学準備サポート事業給付金の支給に関する事務

(2) 国立高等学校等入学準備サポート事業給付金の支給に関する事務

(3) 私立高等学校等直し支援金の支給に関する事務

(4) 公立高等学校等直し支援金の支給に関する事務

(二) 庁内連携に係る事務に次の事務を追加することとした。

(1) 私立高等学校等直し支援金の支給に関する事務

(2) 公立高等学校等直し支援金の支給に関する事務

(三) 私立高等学校等直し支援金の支給に関する事務及び公立高等学校等直し支援金の支給に関する事務を処理するために、県の執行機関は、県の他の執行機関が保有する特定個人情報の提供を求めることができること等を規定する。

2 この条例は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

○山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(健康長寿推進課)

1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームを追加する。

(二) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を常勤換算方法で一以上とする。

(三) 特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を常勤換算方法で一以上とする。

(四) サテライト型養護老人ホームにおいて置かないことが可能な人員について、本体施設が養護老人ホームである場合の基準を定める。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(建築住宅課)

1 建築基準法の一部改正に鑑み、次のとおり所要の改正を行うこととした。

(一) 山梨県建築基準法施行条例の一部改正
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料及び一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料を定めることとした。

(二) 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正
新たに市町村が処理することとする事務として、(一)に係る申請の受理を追加することとした。

2 この条例は、一部の規定を除き、平成三十年十一月一日から施行することとした。

条例

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十六号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項の審議会その他の合議制の機関 山梨県がん情報審議会
別表第二感染症診査協議会の項の次に次のように加える。

山梨県がん情報審議会	がん登録等の推進に関する法律第十八条第二項、第十九条第二項、第二十一条第十項並びに第二十二條第二項及び第四項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第六条第三項及び第八条第二項に規定する事項の調査審議に関する事務	五人	一 がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者 二 個人情報情報の保護に関する学識経験のある者	二年
------------	---	----	--	----

附則

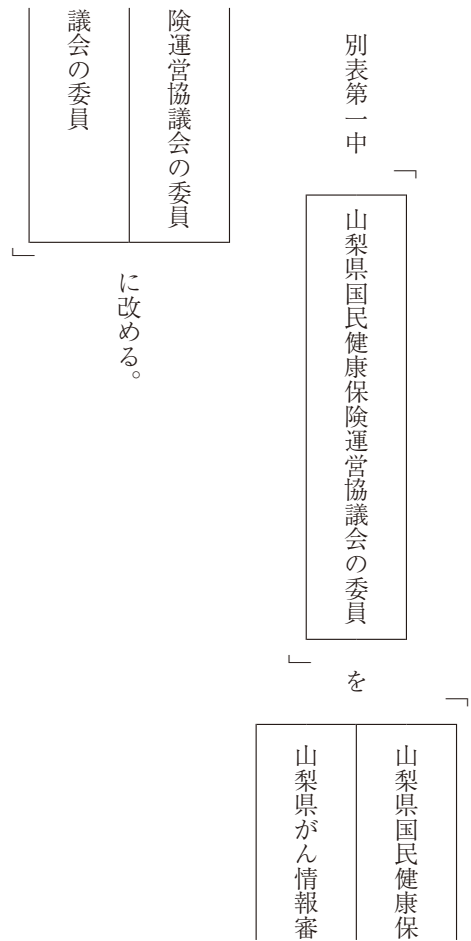
（施行期日）

1 この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七

号）の一部を次のように改正する。



山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十七号

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「山梨県知事の選挙の場合に限る。以下」を「第六条第一項、第七条及び第八条において」に、「ポスター（以下）を「ポスター（第九条、第十条及び第十一条において）」に改める。

第六条第一項中「法第百四十二条第一項第三号」を「次の各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号」に、「同号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 山梨県議会議員の選挙 法第百四十二条第一項第四号に定める枚数
- 二 山梨県知事の選挙 法第百四十二条第一項第三号に定める枚数

2 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙の一部無効による再選挙における前項の規定の適用については、同項第一号中「法第百四十二条第一項第四号に定める枚数」とあ

るの「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百三十二条の五第一項の表法第百四十二条第一項第四号のピラの数の項に定める枚数」と、同項第二号中「法第百四十二条第一項第三号に定める枚数」とあるのは「公職選挙法施行令第百三十二条の四第一項の表法第百四十二条第一項第二号又は第三号のピラの数の項に定める枚数」とする。

第八条中「第百四十二条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「山梨県知事」を「山梨県議会議員及び山梨県知事」に、「施行令」を「第六条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項各号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十八号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

例 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「別表第三」の下に「一の項」を加え、同表の三の項中「六の項」を「八の項」に改め、同表の四の項中「平成二十二年法律第十八号」を「平成二十二年法律第十八号。六の項及び七の項において「就学支援金法」という。」に、「並びに次表の七の項及び八の項」を「から九の項まで並びに次表の九の項及び十の項」に改め、同表に次のように加える。

六 知事

高等学校等を退学した後に再び高等学校等であつて私立のものに入学した者に対する就学支援金法第三条第一項に規定

する高等学校等就学支援金に相当する額の支給に関する事務（次表の五の項及び別表第三の二の項において「私立高等学校等及び直し支援金支給事務」という。）のうち規則で定めるもの

七 教育委員会
高等学校等を退学した後に再び高等学校等であつて公立のものに入学した者に対する就学支援金法第三条第一項に規定する高等学校等就学支援金に相当する額の支給に関する事務（次表の六の項及び別表第三の三の項において「公立高等学校等及び直し支援金支給事務」という。）のうち規則で定めるもの

八 知事
高等学校等であつて私立のものに入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

九 教育委員会
高等学校等（私立のものを除く。）に入学した者に対する入学時に必要となる経費に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二中八の項を十の項とし、五の項から七の項までを二項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五 知事	私立高等学校等及び直し支援金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報
六 教育委員会	公立高等学校等及び直し支援金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報

別表第三を次のように改める。
別表第三（第五条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 知事	外国人生活保護 実施事務であつ て規則で定める もの	教育委員会	法別表第二の二十六の項の 第四欄に掲げる特定個人情 報
二 知事	私立高等学校等 学び直し支援金 支給事務であつ て規則で定める もの	教育委員会	法別表第二の百十三の項の 第四欄に掲げる特定個人情 報
三 教育委員会	公立高等学校等 学び直し支援金 支給事務であつ て規則で定める もの	知事	法別表第二の百十三の項の 第四欄に掲げる特定個人情 報

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十九号

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第二項」の下に「、第七項」を加え、同条第六項中「介護老人保健施設」を「養護老人ホーム、介護老人保健施設」に改め、同条第七項ただし書中「できる」を「でき、第一項第三号口の主任生活相談員については、サテライト型養護老人

ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第十項中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例第二百三十七条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例第二百五条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十二項中四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第四十号

山梨県建築基準法施行条例及び山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

正する条例

（山梨県建築基準法施行条例の一部改正）

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第二十二条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に、「適用し」を「適用し」に改める。

別表第六中五十四の項を五十六の項とし、四十の項から五十三の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三十九の項中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項を同表四十の項とし、同項の次に次のように加える。

四十一 法第八十五条第六項の規定に基づき一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する仮設興行場等の建築の許可の申請に対する	一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築	十六万円
--	-----------------------------	------

する審査

許可申請手数料

別表第六中四の項から三十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表三の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同表四の項とし、同表二の項の次に次のように加える。

三 法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二万七千円
-------------------------------------	-------------------------	-------

(山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表八の項カ中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同項中オをクとし、ヨからノまでをタからオまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第八十五条第六項の規定による一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請の受理

第二条の表九の項中アをサとし、ハからテまでをニからアまでとし、同項口中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項ロを同項ハとし、同項イの次に次のように加える。

ロ 法第四十三条第二項第一号の規定による建築の認定の申請の受理

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年十一月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県建築基準法施行条例第一条の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第一条の規定による改正後の山梨県建築基準法施行条例別表第六の三の項及び四十一の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番